

土地区画整理法の

2025年4月1日から

76 条 申 請

が変わります

01 署名・押印の廃止

申請者、委任状、土地所有者の署名・押印を廃止します。
➡ 変更箇所の概要は裏面をご確認ください。

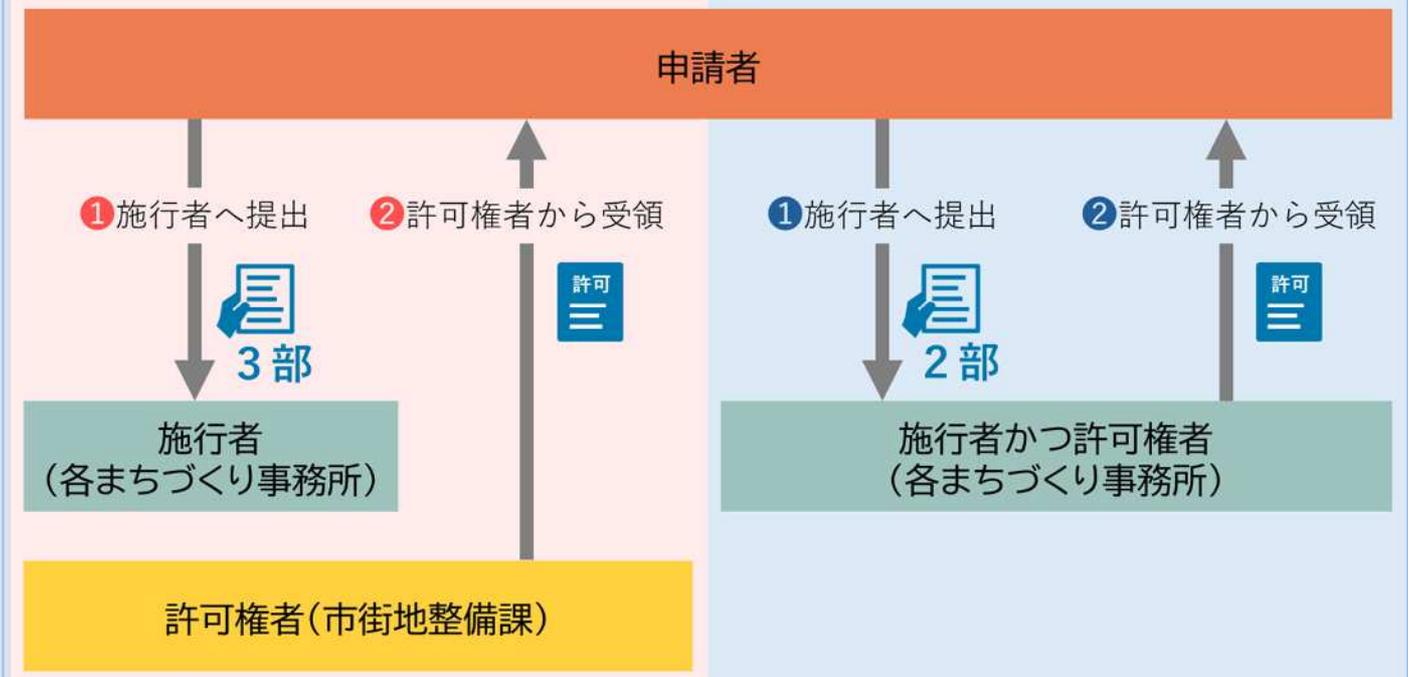


02 市施行は申請から許可までワンストップ

市施行は、申請から許可書の受け取りまで、すべての手続きの窓口が、各まちづくり事務所となります。
また、提出いただく申請書は3部から2部に変更されます。
※組合施行の手続きの流れは、これまでと変わりません。

■ 2025.3.31 まで

■ 2025.4.1 から



03 上記見直しに伴う様式の変更

上記の見直しに伴い、申請書等の様式が変更されます。
詳細は、さいたま市のHPでご確認ください。

さいたま市 76条申請

検索



問い合わせ | さいたま市都市局まちづくり推進部市街地整備課
shigaichi-seibi@city.saitama.lg.jp

TEL 048-829-1465
FAX 048-829-1976

04 申請書の変更箇所概要

- ① 申請書のすべての欄において、署名・押印は不要になります。
- ② 別紙での委任状の提出は不要となり、申請書に委任状欄を設けました。
- ③ 土地所有者の承諾については、所有者から承諾を得てから、チェック欄に✓をして下さい。

許可申請書

許可権者用

土地区画整理法第76条の規定により下記の行為について許可を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項と実情とに相違ありません。

令和 年 月 日

申請者欄

住所
申請者 氏名
TEL

委任状欄

委任状
(代理人の住所氏名)

上記申請者は、下記の建築物等について、
(住所)
(氏名) TEL
を代理人と定め、土地区画整理法第76条に関する許可申請の手続きを委任する。
年 月 日
(担当者 氏名 TEL)

土地区画整理事業の名称

土地区画整理事業

申請行為の場所

街区 画地
又は 区 町
大字 字 番

地積

m²

申請行為の種類

- 建築物その他の工作物の新築 土地の形質の変更
 建築物その他の工作物の改築 物件の設置、たい積
 建築物その他の工作物の増築 その他()

申請行為の概要

建物用途	構造・階数 戸数(共同住宅)	その他(外構、工作物等)	地区計画
		有・無	有・無

※主なものを記載してください。

土地所有者承諾欄

土地所有者住所氏名
(土地所有者の承認)

※土地所有者の承認を得て、承認済欄にチェック☑をしてください。

承認済

工事着手

完了 予定年月日

工事着手

工事完了

予 定 令和 年 月 日 予 定 令和 年 月 日